

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月11日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.nara.jp/49384.htm">https://www.pref.nara.jp/49384.htm</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第八の項高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	知事は、県内の高等学校等に在学する生徒の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等を中途退学した後再び県内の公立高等学校で学び直す者に対し、高等学校学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給するものとし、その支給に関しては、奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良県公立高等学校学び直し支援金支給要綱 奈良県公立高等学校学び直し支援金事務処理要領